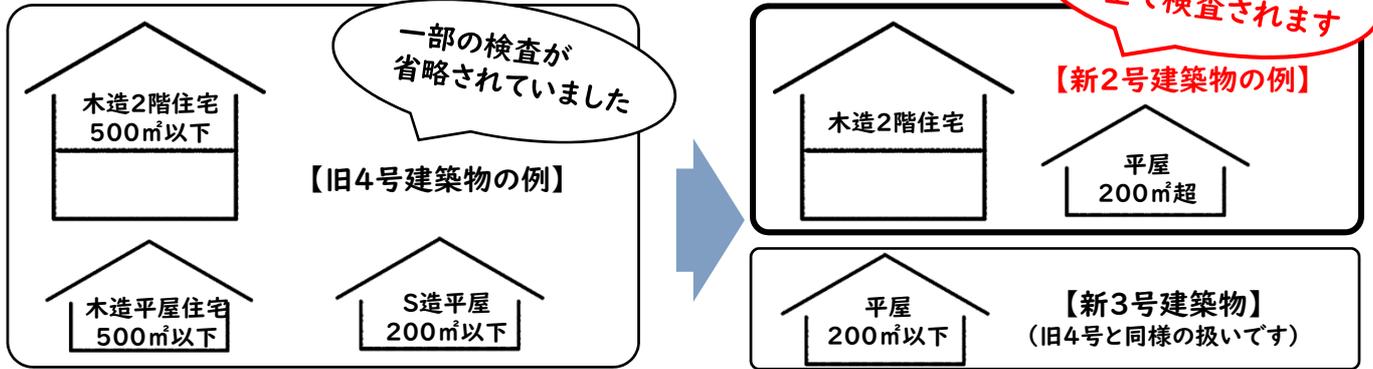




# 2025年4月1日以降に着工する建築物の 完了検査手続きのお知らせ

改正建築基準法・建築物省エネ法(2025.4.1施行)により、これまで4号特例の対象であった建築物で新2号となるものは、完了検査時に準備する書類などが大幅に増えますので、以下の点にご注意ください。(詳しくは審査機関にご確認ください)



## (1) 見えない所を確認できるよう写真等の工事監理記録等をご準備ください

- ・準備する工事監理記録等 工事写真 自主検査記録 納品書 など
- ・確認する内容【例】 ※ 目視確認、工事監理者聞き取り等で確認できないもののうち、抽出して確認します  
※ 完了検査申請書第四面の工事監理の状況、省エネ基準工事監理報告書の内容に沿って検査します

材料	構造耐力上主要な部分の品質 鉄筋、コンクリート、木材(柱、はり、筋かい、耐力面材、土台 等)接合金物・接合具(釘 等)
地盤	支持地盤の状況(地盤調査、地盤改良の状況 等)
鉄筋 コンクリート	配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管スリーブ 等)、型枠施工状況 アンカーボルト等の設置状況(埋め込み長さ 等) 脱型時の状況(出来高 等) ジャンカ、コールドジョイントの有無
木造の部分	防腐防蟻処理の状況 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁筋筋かい等構造材の配置状況、大臣認定品施工状況 主要構造部及び構造上耐力上主要な部分の接合状況(接合金物 等)
屋根	瓦等、屋根ふき材の留付状況
内装仕上	天井、壁、仕上材料の種類、性能(不燃 等)
断熱工事	断熱材の性能が分かるもの(納品書、ラベル 等) 断熱材の施工状況、厚さ等(基礎、壁、天井、熱橋部 等)
省エネ基準	サッシ等開口部や設備機器の仕様、性能が分かるもの ※完了検査申請書に省エネ適判等図書や省エネ基準工事監理報告書の添付が別途必要 国土交通省HP <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html</a>

## (2) 検査済証の交付を受けるまで建築物を使用できませんのでご注意ください

## (3) 省エネ基準の適合についても検査対象となります

### ・完了検査申請時の図書(新2号の場合)



### 問合せ先

県土整備部建築住宅課 電話 023-630-2641  
村山総合支庁建設部建築課 電話 023-621-8236  
置賜総合支庁建設部建築課 電話 0238-26-6090

最上総合支庁建設部建築課 0233-29-1419  
庄内総合支庁建設部建築課 0235-66-5643

県改正法HP

